

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 香川県仲多度郡多度津町桜川二丁目1番94号
氏 名 多度津運送株式会社
代表取締役 佐藤 武治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の5第1項

徳島県知事 後藤田 正純



許可の年月日 令和6年11月16日

許可の有効年月日 令和11年11月15日

1. 事業の範囲

裏面記載のとおり

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年10月16日	新規許可
平成23年3月23日	変更届出 (微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の限定解除)
平成24年6月22日	変更届出 (代表者の変更)
平成26年11月17日	更新許可
平成29年7月5日	変更届出 (代表者の変更)
令和元年7月4日	変更届出 (代表者の変更)
令和元年11月18日	更新許可
令和6年4月18日	変更届出 (本店所在地の変更)
令和6年11月16日	更新許可
令和6年11月16日	変更許可 (廃油、廃酸、廃アルカリの追加)
令和7年7月14日	変更届出 (代表者の変更)

~~5. 積替え許可の有無~~

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

☒ 有 ☐ 無

1. 事業の範囲

(1) 積替え
なし

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類であるもの、又は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1・4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)

廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)

廃ポリ塩化ビフェニル等

ポリ塩化ビフェニル汚染物

ポリ塩化ビフェニル処理物

(以上6種類)

以下余白